

平成21年度社会福祉推進事業国庫補助協議要領

標記の補助金に係る協議については、別紙様式（協議書）の提出により行うこととする。

なお、協議書の作成・提出に当たっては、「社会福祉推進事業実施要綱」（平成20年6月20日付け社援発第0602003号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙）記載の内容及び以下の点に留意すること。

1. 目的

本事業は地域福祉の推進、福祉基盤の確保、低所得者対策等に関わる先駆的・革新的な事業に対して助成を行い、もって21世紀にふさわしい福祉社会の構築と公的扶助制度等の適正な運営に資することを目的とする。

2. 事業の実施主体

- ①都道府県又は市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）
- ②厚生労働省所管の公益法人等団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

3. 対象事業

以下のA～Dを対象とし、かつ①～⑤のいずれかの視点に基づいて実施される事業であって、その内容が独創的な調査研究又は革新的な試行的事業と認められるもの。

ただし、他の補助制度による補助対象事業を除く。

対象分野	選択テーマ（5つの視点）
A 地域福祉の推進に関する事	① ニーズの発見に関する事
B 福祉基盤の確保に関する事	② サービスの提供（支援）に関する事
C 低所得者対策に関する事	③ ニーズからサービスへのつなぎ（調整）に関する事
D その他福祉施策に関する事	④ 活動基盤（資金、拠点）の確保に関する事
	⑤ 従来の枠組みではとらえられない問題への対応に関する事

4. 補助基準額等

（1）補助基準額

1事業あたり2,000万円以内を基本とする。ただし、事業を効果的に実施する上で特に必要と認められる場合には、この限りではない。

（2）補助率 : 定額 10/10相当

（3）補助対象経費（次に掲げるもの以外は補助対象としない。）

社会福祉推進事業の実施に必要な、報酬、賃金、報償費〔諸謝金〕、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、役務費〔雑役務費、通信運搬費〕、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

（〔 〕内は公益法人等事業における対象経費名である。）

(4) 補助金の支出

当該事業に係る補助金の支出については原則、精算払とする。

5. 留意事項

(1) 事業内容、実施方法等においては、以下の点に配慮すること。

- ① 先駆的または試行的事業であって、その効果が今後の施策等に反映できる事業であること。
- ② 事業の実施目的及び期待される成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。
- ③ 原則として単年度で終了する事業であること。
- ④ 事業内容に即した事業費見積であり、経理担当者が明確である事業者を対象とする。
- ⑤ 単年度事業であることから、必要となる備品・機器等の調達は、リースによることを原則とする。ただし、事業の遂行上必要不可欠となるもので、リースによる調達が困難な場合などはこの限りではない。この場合にあつては、備品・機器等を購入しなければならない理由、事業終了後の管理方法を記した書面を協議書に添付すること。
- ⑥ 一部の経費については、次に示す単価を参考に積算することを原則とする、ただし、これによりがたい相当の事由がある場合には、その理由や積算の考え方などを別途作成し、協議書に添付すること。(ただし、認められない場合もある。)

ア) 報酬(検討会等の委員手当など・1回当たり)

例) 委員長	25,100円
委員	21,700円

イ) 賃金(傭上賃金・1日当たり)

例) 医師	13,570円
統計調査員	8,020円
保健師	6,350円
その他	5,320円

ウ) 報償費(講演会等の講師謝金など・1時間当たり)

例) 大学教授級	8,300円
准教授級	7,000円
高校教官級	4,600円

エ) その他の経費

社会通念上相応の単価を用い、事業に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。

- ⑦ 事業の実施状況、概要、成果について取りまとめ、事業実施団体のホームページ等を通じて情報発信されること。

※ア) 実施団体のホームページ等による公表について

- ・補助金交付決定時に事業目的及び事業計画等を公表する。
- ・事業完了後、事業の結果(成果)の概略を公表する。

※イ) 当省のホームページによる公表について

- ・事業の結果(成果)については当省のホームページにより公表する。

⑧ その他、事業実施予定期間内に期待する成果をあげるために必要な工夫を行うこと。

(2)「社会福祉推進事業実施要綱」及び上記5.(1)の趣旨に沿わないもののほか、以下に該当するものは、原則として採択しない。

- ① 営利を目的とした事業
- ② 前年度からの継続事業（新規展開する部分があれば、その部分に限り対象となりうる。）
- ③ 他制度による補助対象事業及び国庫補助が廃止（一般財源化）された事業並びに地方公共団体の補助事業により実施していた事業
- ④ 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず外部委託する事業や、第三者への資金交付を目的とした事業
- ⑤ 事業の大部分が設備又は備品購入費等であるもの
- ⑥ 補助対象額が50万円に満たない事業

6. 採択方法

提案については、有識者で構成する「社会福祉推進事業評価委員会」における評価を踏まえて、厚生労働省が採択又は不採択を決定する。（※平成21年5月下旬に決定・内示の予定）

7. 提出書類：別紙様式「平成21年度社会福祉推進事業の国庫補助協議について」

8. 提出期限：平成21年3月11日（必着）

9. 提出方法及び送付先

(1) 提出方法

- ① 都道府県、指定都市、中核市及び公益法人等団体においては、直接厚生労働省に提出すること。
- ② 市町村（指定都市及び中核市を除く。）、一部事務組合または広域連合においては、都道府県を經由して厚生労働省に提出すること。

(2) 送付先及び照会先

厚生労働省 社会・援護局 総務課 指導係
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
（電話 代表03-5253-1111 内線2816）